附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　この省令を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

（令和元年度における確認要件の特例等）

第三条　令和元年度における確認申請書の提出の時において、第二条第一項第二号又は第四条第三項の基準に適合していない大学等が令和二年四月一日までに当該基準に適合することが確実に見込まれるものであるときは、当該大学等は、当該基準に適合したものとみなす。

2　令和元年度における確認申請書の提出の時において、第二条第一項第四号ニに規定する評価の結果を公表していないことにより同号の基準に適合しない専門学校が令和二年度における更新確認申請書の提出の時までに当該評価の結果の公表を確実に実施すると見込まれるものであるときは、当該専門学校は、当該基準に適合したものとみなす。

3　専門学校（第三条第一号に規定する国又は地方公共団体が設置するものを除く。）に係る確認に当たっては、令和五年度までの間、第三条第二号ハの基準に代えて、直近の三年度のいずれにおいても、専門学校の収容定員の充足率が次に掲げる年度ごとに当該各号で定める割合未満であることを基準とする。

一　平成二十九年度から令和二年度まで　六割未満

二　令和三年度　七割未満

三　令和四年度及び令和五年度　八割未満

4　令和元年度において確認を受けようとする大学等の設置者に係る第五条第一項の規定の適用については、「五月初日から六月末日までに」とあるのは「文部科学大臣等が定める日までに」とする。

別表第一　実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数又は授業時数の基準数（第二条関係）

区分				基準数
大学	学部等（次項に掲げるものを除く。）			一三単位
	医学、歯学、薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）及び獣医学関係の学部等			一九単位
短期大学	学科		修業年限二年	七単位
	認定専攻科		修業年限三年	一〇単位
		修業年限一年		四単位
		修業年限二年		七単位
高等専門学校	学科（第四学年及び第五学年に限る。）			七単位
	認定専攻科			七単位
専門学校	昼間学科（次項に掲げるものを除く。）			八〇単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数
	単位制による昼間学科			三単位に修業年限の年数を乗じた単位数
	夜間等学科（次項に掲げるものを除く。）		修業年限一年	八〇単位時間
			修業年限二年以上	四五単位時間に修業年限の年数を乗じた単位時間数
	単位制による夜間等学科及び通信制の学科		修業年限一年	三単位
			修業年限二年	四単位
			修業年限三年	六単位
			修業年限四年	七単位
			修業年限五年	九単位

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	一　修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
警告	四　次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。） 二　ＧＰＡ等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。 三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）

備考

一　この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数（単位制によらない専門学校にあっては、単位時間数）を修業年限の年数で除した数に、授業料等減免対象者の在学年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた単位数（一単位未満の端数が生じた場合にあっては、これを一単位に切り上げるものとする。）をいう。

二　この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績をＧＰＡ等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。

三　授業料等減免対象者の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。